3　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。

一　認定の取消しを求める申請があつたとき。

二　第一項の規定により国土交通大臣が指定した規定に適合するものとみなすことにより保安上又は公害防止上支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。

三　前項の規定による条件又は制限に違反したとき。

4　前二項に規定するもののほか、第一項の規定による認定に関し必要な事項は、告示で定める。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）
第六章　道路運送車両の検査等	第六章　道路運送車両の検査等
第一節・第二節　（略）	第一節・第二節　（略）
第三節　保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条の二）	第三節　保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条）
第七章～第八章　（略）	第七章～第八章　（略）
附則	附則
（自動車検査証の記載事項）	（自動車検査証の記載事項）
第三十五条の三　（略）	**第三十五条の三**　（略）
一～二十一　（略）	一～二十一　（略）
二十二　次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項	二十二　次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定により認定を受けた自動車　その旨	（新設）
二十三～二十九　（略）	二十三～二十九　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（自動車検査証の変更記録の申請等）	（自動車検査証の変更記録の申請等）
第三十八条　（略）	**第三十八条**　（略）
2～7　（略）	2～7　（略）
8　法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。	8　法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　第三十五条の三第一項第二十二号ハに掲げる事項	（新設）
9・10　（略）	9・10　（略）
（改善措置の勧告の対象とならない自動車及び特定後付装置）	（改善措置の勧告の対象とならない自動車及び特定後付装置）
第五十条　法第六十三条の二第一項の国土交通省令で定める自動車は、自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入した自動車（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）以外のもの及び道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定に基づく認定を受けた自動車以外のものとする。	**第五十条**　法第六十三条の二第一項の国土交通省令で定める自動車は、自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入した自動車（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）以外のものとする。
2　（略）	2　（略）